

Governance

第一生命の経営管理体制

コーポレートガバナンス体制

内部統制体制

役員体制(2015年7月1日現在)

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

第一生命は、お客さま、株主、社会、従業員等のマルチステークホルダーからの負託に応え、その持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、経営の監督と業務執行のバランスを取

りつつ、透明・公平かつ迅速・果敢な意思決定を行うことを目的として、「コーポレートガバナンス基本方針」(P72～P73 参照)の定めるところにより、コーポレートガバナンス体制を構築します。

経営管理

取締役会および執行役員制度

当社は、取締役会において、法令、定款および当社関連規程の定めるところにより、経営戦略、経営計画その他当社の経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行うとともに、監査役会設置会社として、取締役会から独立した監査役および監査役会により、職務執行状況などの監査を実施しています。取締役会は、取締役に求められる義務を履行可能な者の中で、さまざまな知識、経験、能力を有する者により構成し、社外の企業経営者や学識経験者など、豊富な経験および見識を有する者による意見を当社の経営方針に適切に反映させるため、社外取締役に複数名選定することとしています。2015年6月末現在、取締役は16名(うち社外取締役5名、女性2名)となっています。

経営の意思決定および監督と、業務執行とを分離し、業務執行に係る迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を導入しており、執行役員は、取締役会が選任し、取締役会が定める分担に従って業務を執行します。また、社長および社長の指名する執行役員で構成する経営会議を原則月2回開催し、経営上の重要事項および重要な業務執行の審議を行っています。2015年6月末現在、執行役員は28名(うち

取締役との兼務者9名、女性1名)となっています。加えて、当社グループに関するグループ経営上の重要事項および重要な業務の執行の審議については、グループ経営本部会議において行っています。

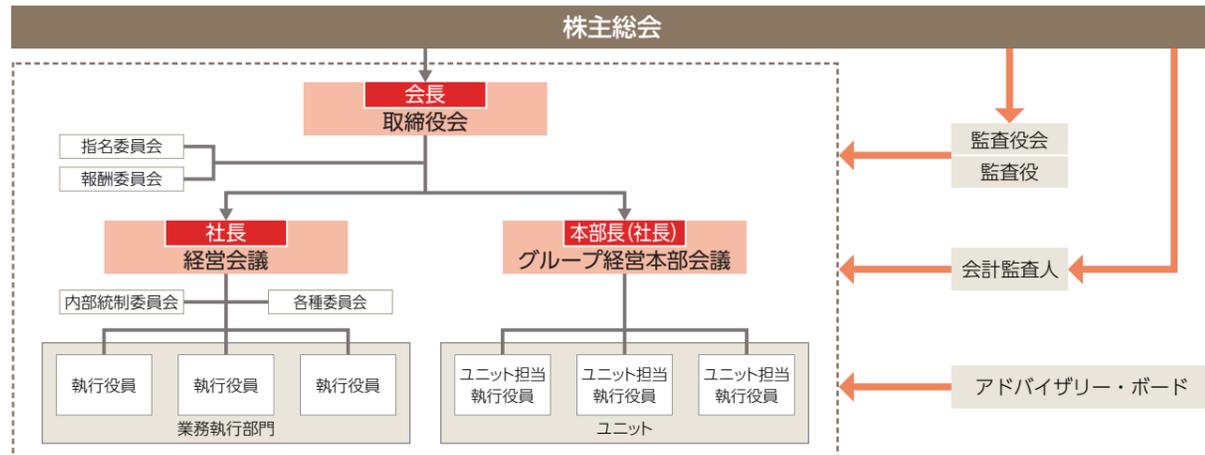
さらに、経営事項全般に関して社外の有識者より中長期的な視点に基づき幅広い助言を得ることによるガバナンスのさらなる強化・充実などを目的に、アドバイザリー・ボードを設置しています。

指名委員会および報酬委員会

経営の透明性を一層高めるため、取締役会の任意の諮問委員会として、会長・社長・社外委員で構成される指名委員会および報酬委員会を設置しています。なお、委員会の独立性を確保するため、原則として委員の過半数を社外委員とすることとしています。指名委員会において取締役選任候補者の適格性を確認し、取締役、執行役員の選任および解任について審議し、報酬委員会において取締役、執行役員の報酬制度などについて審議しています。

社外取締役候補者について、監督機能を十分に発揮するため、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任することを基本方針としています。

経営管理体制



- ・企業経営、リスク管理、法令遵守等内部統制、企業倫理、経営品質、グローバル経営、マクロ政策等のいずれかの分野における高い見識や豊富な経験を有すること
- ・社外役員の独立性基準に照らし、当社の経営からの独立性が認められること

なお、社外取締役については、独立性確保の観点から、在任期間の上限を8年としています。

監査役

監査役は、取締役会、経営会議およびグループ経営本部会議などの重要な会議へ出席するとともに、取締役、執行役員、部門へのヒアリングなどを通じて、取締役および執行役員の職務執行の監査ならびに、当社および子会社のコンプライアンス・経営全般にわたるリスク管理への対応状況、業務・財務の状況についての監査を行います。また、監査役会では、監査に関する重要な事項について協議・決議を行います。そのため、監査役は、財務・会計に関する適切な知見を有する者を含むこととし、2015年6月末現在、監査役は5名(うち社外監査役3名)となっています。なお、独立性確保の観点から、在任期間の上限を12年としています。

取締役および監査役の報酬

当社は取締役(社外取締役を除く)の役員報酬について、定額報酬、会社業績報酬、部門業績報酬および株式報酬型ストックオプション(新株予約権)で構成し

ています。社外取締役については、定額報酬で構成しています。これらの報酬の水準は、第三者による国内企業経営者の報酬等に関する調査などを活用し、設定することとしています。なお、これらの報酬は、報酬委員会に諮問の上、取締役会において決定しています。

監査役の報酬については定額報酬で構成しており、報酬の水準は第三者による国内企業経営者の報酬等に関する調査などを活用し、設定することとしています。なお、これらの報酬は、監査役の協議によって定めています。

会計監査人

当社の会計監査人は新日本有限責任監査法人であり、会計監査業務を執行した公認会計士は山内正彦氏、山野浩氏です。

また、当社の監査業務に係わる補助者の構成については、公認会計士13名、その他41名であり、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行っています。なお、監査報酬については、当社の規模および特性ならびに監査日数などを勘案して決定しています。

会計監査人に対する報酬等の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	212	32	329	44
連結子会社	30	—	34	6
計	242	32	363	50

役員区分毎の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)					対象となる役員の員数
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	その他	
取締役(社外取締役を除く)	655	527	120	—	—	7	13
監査役(社外監査役を除く)	69	69	—	—	—	0	3
社外役員	54	54	—	—	—	—	5

※上記には、2014年6月24日に辞任した取締役2名、監査役1名を含んでいます。

コーポレートガバナンス基本方針

制定 2015年6月1日

第1編 総則

1. 目的

本基本方針は、第一生命保険株式会社（以下、「当社」という）におけるコーポレートガバナンスに係る基本的な事項を定めることにより、お客さま、株主、社会、従業員等のステークホルダーへの社会的責任を果たすとともに、当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現することを目的とする。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、お客さま、株主、社会、従業員等のマルチステークホルダーからの負託に応え、その持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、経営の監督と業務執行のバランスを取りつつ、透明・公平かつ迅速・果敢な意思決定を行うことを目的として、本基本方針の定めるところにより、コーポレートガバナンス体制を構築する。

第2編 コーポレートガバナンス体制と取締役会等の責務

1. コーポレートガバナンス体制の全体像

当社は、取締役会において、経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行うとともに、監査役会設置会社として、取締役会から独立した監査役および監査役会により、職務執行状況等の監査を実施する。また、経営の意思決定および監督と、業務執行とを分離し、業務執行に係る迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を採用する。さらに、経営の透明性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、取締役および執行役員の選任・解任に関する事項を審議する指名委員会および報酬に関する事項を審議する報酬委員会をそれぞれ設置する。

2. 取締役会・取締役

(1) 役割

取締役会は、法令、定款および当社関連規程の定めるところにより、経営戦略、経営計画その他当社の経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行う。これらの事項を除き、業務執行に係る意思決定を迅速に行うため、業務執行に係る権限の多くを各業務を担当する執行役員に委任する。

(2) 全体の構成

取締役会は、取締役に求められる義務を履行可能な者の中で、様々な知識、経験、能力を有する者により構成し、定款の定めに従い、取締役の員数を20名以内とする。また、社外の企業経営者や学識経験者等、豊富な経験および見識を有する者による意見を当社の経営方針に適切に反映させるため、社外取締役を複数名選定する。

(3) 選任

①取締役会は、社内取締役候補者について、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を選任する。また、社外取締役候補者について、監督機能を十分に発揮するため、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。

- ・企業経営、リスク管理、法令遵守等内部統制、企業倫理、経営品質、グローバル経営、マクロ政策等のいずれかの分野における高い見識や豊富な経験を有すること
- ・別に定め開示する社外役員の独立性基準に照らし、当社の経営からの独立性が認められること

②取締役会は、執行役員について、会社の業務に精通しその職責を全うすることのできる者を選任する。

③取締役候補者および執行役員の選任について、指名委員会にて審議、取締役会にて決定することとし、選任理由を開示する。

(4) 任期

取締役の任期は、定款の定めるところにより、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、社外取締役については、独立性確保の観点から、在任期間の上限を8年とする。

(5) 兼任

取締役が当社以外の役員等を兼任する場合、取締役としての善管注意義務および忠実義務を履行可能な範囲に限るものとする。また、重要な兼任の状況について毎年開示する。

(6) 実効性評価

取締役会は、意思決定の有効性・実行性を担保するために、毎年、自己評価等の方法により、会議運営の効率性および決議の有効性・実効性について分析を行い、その結果の概要を開示する。

3. 監査役会・監査役

(1) 役割

監査役会は、株主からの負託を受け、取締役会から独立した組織として、法令に基づく当社および子会社に対する事業の報告請求、業務・財産状況の調査、会計監査人の選任等の権限を行使すること等を通じて、取締役の職務の執行、当社および子会社の内部統制体制・業績・財務状況等についての監査を実施する。

(2) 全体の構成

監査役は、財務・会計に関する適切な知見を有する者を含み、定款の定めに従い、その員数を5名以内とする。また、その半数以上を社外監査役により構成する。

(3) 選任

①社内監査役候補者について、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ十分な社会的信用を有する者を選任する。また、社外監査役候補者について、監査機能を十分に発揮するため、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。

- ・企業経営、リスク管理、法令遵守等内部統制、企業倫理、経営品質、グローバル経営、マクロ政策等のいずれかの分野における高い見識や豊富な経験を有すること
- ・別に定め開示する社外役員の独立性基準に照らし、当社の経営からの独立性が認められること

②監査役候補者の選任について、監査役会にて同意、取締役会にて決定することとし、選任理由を開示する。

(4) 任期

監査役の任期は、定款の定めるところにより、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、独立性確保の観点から、在任期間の上限を12年とする。

(5) 兼任

監査役が当社以外の役員等を兼任する場合、監査役としての善管注意義務および忠実義務を履行可能な範囲に限るものとする。また、重要な兼任の状況について毎年開示する。

4. 指名委員会

(1) 役割

指名委員会は、取締役会の諮問委員会として、取締役および執行役員の選任および解任手続において適格性の観点から確認を行い、委員会案を審議、決定の上、取締役会に付議する。

(2) 全体の構成

指名委員会の委員は、会長、副会長、社長および社外委員で構成し、社外委員は、社外取締役または社外有識者から取締役会が選任する。また、指名委員会の独立性を確保するため、原則として委員の過半数を社外委員とする。

5. 報酬委員会

(1) 役割

報酬委員会は、取締役会の諮問委員会として、取締役および執行役員の報酬制度に関わる事項について、委員会案を審議、決定の上、取締役会に付議する。

(2) 全体の構成

報酬委員会の委員は、会長、副会長、社長および社外委員で構成し、社外委員は、社外取締役または社外有識者から取締役会が選任する。また、報酬委員会の独立性を確保

するため、原則として委員の過半数を社外委員とする。

6. 役員報酬

(1) 方針および手続

①当社の役員報酬の決定にあたっては、次の事項を基本方針とする。

- ・役員報酬に対する「透明性」「公正性」「客観性」を確保する
- ・業績連動報酬の導入により、業績向上に対するインセンティブを強化する
- ・経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度に連動した報酬により、株主とリターンを共有することでアカウンタビリティを果たす
- ・個別の報酬等の額を決定する場合には、業種を考慮し、適切な比較対象となる他社の報酬等の水準を参照しつつ、報酬等の額の適正性を判断する。この場合、当社における他の従業員の報酬等および当社が属する企業集団内における他の会社の役職員の報酬等の水準等も考慮する

②取締役および執行役員の報酬に関する体系ならびに個別の報酬額について、報酬委員会にて審議、取締役会にて決定する。

(2) 取締役および執行役員の報酬

取締役（社外取締役を除く）および執行役員の役員報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、定額報酬、会社業績報酬、部門業績報酬および株式報酬型ストックオプション（新株予約権）にて構成する。また、社外取締役については、定額報酬のみで構成する。

(3) 監査役の報酬

監査役の報酬については定額報酬のみで構成し、報酬の水準は、第三者による国内企業経営者の報酬に関する調査等を活用し、設定する。

7. トレーニング

当社は、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役に対して、就任の際における当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得、取締役・監査役に求められる役割と責務を十分に理解する機会の提供および在任中におけるこれらの継続的な更新を目的に、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・幹旋やその費用の支援を行う。

第3編 株主の権利・平等性の確保、株主との対話

1. 方針

当社は、株主の権利および平等性が実質的に確保されるよう、適切な権利行使のための環境整備に取り組む。また、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会以外の場においても、株主との建設的な対話を行うための体制整備を行う。

2. 株主総会

(1) 基本的な考え方

当社は、株主総会が当社の最高意思決定機関であること、および株主との建設的な対話を行うにあたっての重要な場であることを認識し、株主の意思が適切に当社経営に反映されるよう、株主の属性等を踏まえ十分な環境整備を行う。

(2) 情報の提供

当社は株主が総会議案の十分な検討時間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努めるとともに、招集通知発送前に当社ウェブサイト等へその内容を掲示する等、電子的手段による公表を行う。

(3) 開催日程

当社は、多くの株主が株主総会へ出席することにより、株主との建設的な対話を実現するために、株主総会の開催日等を適切に設定する。

3. 株主との対話

(1) 基本的な考え方

当社は、経営幹部を筆頭にIR活動を展開する。IR活動を通じ、株主・投資家等に対し、経営戦略および財務・業績状況等に関する情報を適時・適切に開示するとともに、

株主・投資家等との対話を充実させる。当社の経営戦略等を的確に理解していただけるよう努めることで、株主・投資家等からの信頼と適切な評価を得ることを目指す。また、当社は、IR活動を通じて収集した有用な意見、要望について、経営会議や取締役会にフィードバックし、企業価値の向上に役立てる。

(2) IRポリシー

前号に定める基本的な考え方を実現するにあたっての方針をIRポリシーとして策定し、開示する。

4. 政策保有株式

(1) 基本的な考え方

業務提携による関係強化等、純投資以外のグループ戦略上重要な目的を併せ持つ株式を政策保有株式として保有する。

(2) 保有状況の確認

主要な政策保有株式について、中長期的な経済合理性や将来の見通し等を検証の上、その保有の狙い・合理性について取締役会で毎年度確認する。

(3) 議決権行使

政策保有株式に係る議決権行使は、政策保有株式以外の株式と同一であり、別に定める議決権行使基準に則り、適切に対応する。

5. 関連当事者間取引

(1) 会社と役員との取引

当社が役員との間で法令に定める競業取引および利益相反取引を行うにあたっては、必ず取締役会による承認を得ることとする。また、当該取引を実施した場合には、法令の定めるところにより、その重要な事実を適切に開示する。

(2) 内部者取引

当社は、当社関係者による当社株式等の内部者取引を未然に防止するため、当社重要事実管理ならびに役職員等による当社株式等の売買等に関して遵守すべき事項を定め、厳格な運用を行う。

第4編 ステークホルダーとの協働

1. 方針

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、お客さま、株主、社会、従業員等のステークホルダーとの間での良好な関係を築き、適切な協働に努める。

2. 行動規範

当社は、経営基本方針である「最大のお客さま満足の創造」「社会からの信頼確保」「持続的な企業価値の創造」「職員・会社の活性化」を実現し、ステークホルダーとの協働を確保するための「行動規範（わたしたちの行動原則）」を策定し、これを遵守、実践する。

3. サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応

当社は、サステナビリティを巡る課題に適切に対応するとともに、課題への対応状況等について定期的に取締役会へ報告を行う。

4. ダイバーシティ&インクルージョンの推進

当社は、多様な人材（ダイバーシティ）を互いに受容（インクルージョン）することで、新たな価値を創造し、持続的な成長を支えるべく、「ダイバーシティ&インクルージョン」を推進する。

5. 内部通報制度

当社は、経営陣から独立した内部通報に係る窓口を設置し、通報者の秘匿と不利益取扱いに関する規律を整備、運用する。

第5編 その他

1. 情報開示

当社は、法令および株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程の定めに従い、重要事実を適時・適切に開示するとともに、社会、お客さま、株主・投資家にとって有用な情報について、公平かつ適時・適切に開示する。

2. 制定・改廃

本基本方針は、取締役会がこれを定め、毎年見直すものとする。また、環境変化等に基づき、随時見直すことがある。

内部統制に関する基本的な考え方

当社は、当社および子会社等からなる企業グループの業務の適正確保および企業価値の維持と創造を図り、もって生命保険会社としての社会的責任の履

行に資することを目的に、「内部統制基本方針」のもと、内部統制体制の整備および運営を行います。

内部統制システムの整備状況

当社は、内部統制に関する基本的な考え方や取組方針を「グループ内部統制基本方針」および「内部統制基本方針」として制定しています。

また、内部統制体制整備の一環として、内部統制委員会を設置しています。内部統制委員会は、取締役会・経営会議を補佐する専門組織として、内部統制体制の整備・運営を推進し、財務報告の適正性および内部監査の有効性の確認を行うとともに、コンプライアンス委員会・各リスク管理委員会・反社会的勢力対策委員会の上位機関として、コンプライアンス・情報資産保護・リスク管理・反社会的勢力対応に関する事項についての確認・審議を行います。内部統制委員会は代表取締役および内部統制を担当する所管の担当執行役員で構成され、原則毎月開催されます。

なお、当社では、内部統制の実効性を高めるためすべての業務において「内部統制セルフ・アセスメント (CSA)」を実施しています。「CSA」では、業務ごとに主要なリスクを洗い出し、リスクが発生した

場合のお客さまへの影響や損失の大きさなどの視点でその重要性を評価し、さらにリスク発生の防止体制を評価することにより、リスクの状況を把握します。この「CSA」の取組みについては、当社のみならず子会社や関連会社などでも推進しており、当社グループ全体のリスクの把握・抑制、および業務改善に努めています。

■内部統制基本方針

1. 法令・定款等を遵守し、社会的規範、市場ルールに則った事業活動を行うこと
2. 保険募集に関する法令等の遵守を確保し、適正な保険募集管理を行うこと
3. 顧客情報、株主情報、重要事実、限定情報等の情報資産を適切に保護管理すること
4. リスクの特性に応じた実効性のあるリスク管理を行うこと
5. 反社会的勢力との関係を遮断し被害防止を図ること
6. 子会社等における業務の適正を確保すること
7. 財務報告の信頼性を確保し、適時適切な開示を行うこと
8. 業務監査により内部統制等の適切性、有効性を検証すること

コンプライアンス (法令等遵守)

■基本認識

当社は、法令・定款などを遵守し、社会的規範、市場ルールに従うことが事業活動を行ううえでの大前提であると認識しています。当社では、生命保険会社の社会的責任および公共的使命を果たすため、保険営業、資産運用その他すべての事業運営においてコンプライアンスを推進していく体制整備を行っています。

■コンプライアンスに関する方針・規程など

「グループ内部統制基本方針」および「内部統制基本方針」の下、コンプライアンス体制の推進に関する基本的考え方や細目を定めた「コンプライアンス規程」などの各種基本方針・規程を制定しています。また、経営基本方針に基づき、企業としての行動原則を定めたグループ企業行動原則「DSR 憲章」なら

びに役職員個人の行動原則を定めた「行動規範」を制定しています。コンプライアンス推進に関する社内ルールや、各種法令などの解説や業務遂行上の留意点は「コンプライアンスマニュアル」に掲載し、全役職員に提供したうえで各種研修などを通じて周知・徹底しています。なお、重要な規程やマニュアルは、コンプライアンス委員会で事前協議のうえ、経営会議で審議、取締役会で決定しています。

■コンプライアンスに関する組織体制

コンプライアンスに関する重要事項は、内部統制委員会の下に設置したコンプライアンス委員会 (関連役員を中心に構成) で協議し、経営会議や社長、取締役会に諮る体制としています。また、コンプライアンス統括部は、全社的なコンプライアンス体制の整備・推進を実施しています。さらに保険募集に直

接携わる支社に対するコンプライアンス推進・保険募集管理は、コンプライアンス統括部と DSR 品質推進部の協働体制にて運営し、DSR 品質推進部にて支社に対する直接指導・支援をしています。コンプライアンス統括部には、本社各部のコンプライアンス推進を直接支援するコンプライアンス・オフィサーを、DSR 品質推進部には各支社のコンプライアンス推進を含めたお客さま視点でのさらなる業務品質の向上を直接指導・支援する品質オフィサーを配置しています。これらの担当者が各組織の所属長である法令等遵守責任者と連携し、コンプライアンス・保険募集管理の推進に取り組んでいます。

各組織で発生したコンプライアンスに関する重要事項は、法令等遵守責任者を通じてコンプライアンス統括部に報告され、会社として適切に対応・解決を図る体制としています。さらに各職員が直接報告・相談する体制として、公益通報者保護法に対応した相談窓口を社内 (コンプライアンス統括部内)・社外 (社外弁護士) に設置しており、正当な報告・相談者が報告・相談したことを理由として不利益な取扱いを受けることのないよう、プライバシーを尊重した運営を徹底しています。

こうしたコンプライアンス推進に関する有効性・適切性は、業務監査部が定期的に業務監査を実施し、

検証しています。

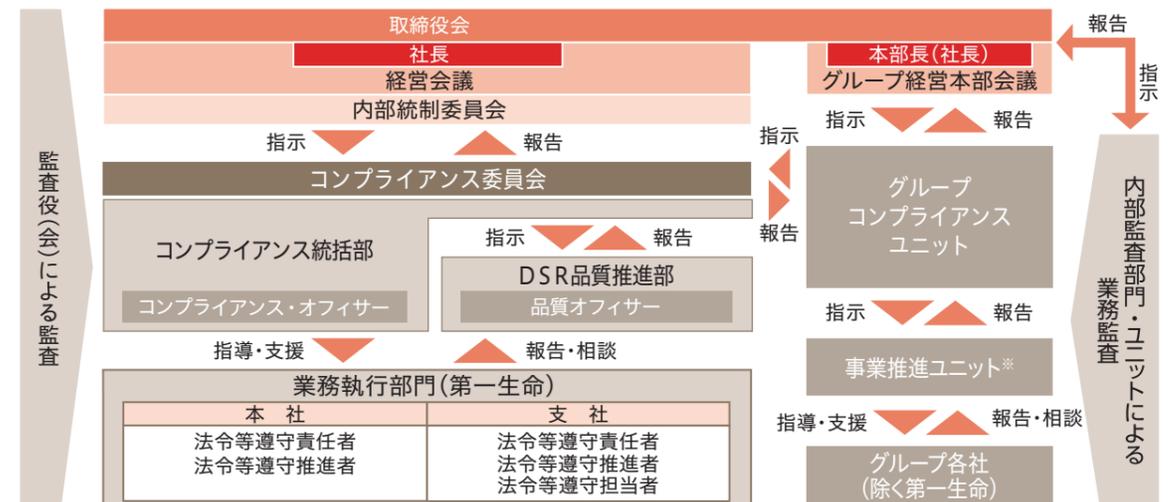
なお、当社では、グループ経営本部に「グループコンプライアンスユニット」を設置し、各社の属性を踏まえたグループとしてのコンプライアンス体制の整備・強化に努めています。

■コンプライアンスの推進

コンプライアンス推進に関わる具体的な実践計画は、年度毎の取組み課題に応じた「コンプライアンス・プログラム」を毎年策定し、取締役会で決定しています。そのうえで、コンプライアンス委員会などで、コンプライアンス・プログラムに掲げた各課題の取組み状況を定期的に検証し、適宜課題の見直しを行うなど、経営層を主体として PDCA を実践することによりコンプライアンスを推進しています。主要課題の取組みについて実効性を向上させるため、仕組みの変革・高度化、知識教育に加えコンプライアンス意識向上に関する教育・研修の充実を図っています。

また、本部長および支社長からは、半期ごとに社長あて「コンプライアンス推進に関する確認書」の提出を受け、経営レベルでフォローすることによって、より実効性を高めています。

■コンプライアンスに関する組織体制



※グループ経営戦略ユニット、アセットマネジメント事業ユニット、海外生保事業ユニットの総称。

情報資産の保護

■ 基本認識

当社は、お客さまの氏名・生年月日・住所などや契約内容などの個人情報、医的情報などを長期間にわたり保有しています。また、財務取引など業務上知り得たお取引先の情報も保有しています。当社では、法令や社内規程などを遵守し、適切な情報資産保護管理を行うことが、お客さまからの信頼を確保するための大前提であると認識しています。

■ 情報資産保護に関する方針・規程など

「グループ内部統制基本方針」および「内部統制基本方針」の下に、情報資産保護に関する基本的考え方や情報資産を適切に保護するための基準として「情報資産保護管理規程」などの各種基本方針・規程を制定するとともに、具体的な安全対策基準等の細目を定めた「情報資産保護管理基準書」を制定しています。また、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、個人情報・株主情報の利用目的や保護管理などを定めた「個人情報保護方針」・「株主個人情報保護方針」を取締役会の決定にて制定し、当社ホームページで公表しています。

情報資産保護管理・推進に関する規程やルール、業務遂行上の留意点は、「コンプライアンスマニュアル」や「情報資産保護管理マニュアル」に掲載のうえ、全役職員に提供し、各種研修などを実施することにより周知・徹底を図っています。

■ 情報資産保護に関する組織体制

情報資産保護の推進に関する重要事項は、コンプライアンス委員会の下部組織として設置した情報資産保護対策部会で協議し、コンプライアンス委員会に報告する体制としています。また、情報資産保護を全社的に推進する常設組織として、コンプライアンス統括部内に情報資産保護推進室を設置しています。情報資産保護推進室は、本社各所管・各支社に対して必要な指示・支援を行うとともに、全組織に任命配置した法令等遵守責任者および法令等遵守推進者を通じ、各組織における適正な情報資産保護管理の体制整備・推進を図っています。

これらの体制が全社的に有効に機能しているかについて業務監査部が定期的に業務監査を行い、その結果は取締役会・経営会議に報告されています。

なお、当社では、グループコンプライアンスユニットが中心となってグループ各社と連携し、業種・所持する情報の質・量などに応じたグループ情報管理体制が構築されるように努めています。

■ 情報資産保護管理の推進

当社では、個人情報保護法、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインなどを踏まえ、次のような人的・組織的・技術的安全管理措置を講じるなど情報資産保護管理体制を整備しています。

- 個人情報保護方針の公表および情報資産保護に関する社内規程の整備
- 定期的な職員教育を通じた情報取扱ルールの徹底およびルール遵守状況の定期点検
- 社外からの不正アクセス対策としてファイアウォール設置、社内でのデータアクセス制限・ログの取得
- 再委託先を含む業務委託先に対する監督・点検の実施

■ 個人情報の開示などの請求の取扱い

お客さまや株主さまからご自身の個人情報の開示などのご依頼があった場合は、請求者をご本人または正当な代理人であることを確認したうえで、迅速かつ適切に対応します。

なお、個人情報保護法に基づく開示などの請求については、当社ホームページでもご案内しています。

■ お申出などへの対応

顧客情報および個人情報の取扱いに関してお申出などをいただいた場合は、迅速かつ適切に対応します。

個人情報保護方針

第一生命保険株式会社（以下、当社といいます）では、お客さまからの信頼を第一と考え、経営品質の向上に向け、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法といいます）、保険業法など関係法令等を遵守し、個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の利用目的

- 個人情報は、以下の利用目的の達成に必要な範囲のみ利用し、それ以外の目的には利用しません。
- (1) 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - (4) その他保険に関連・付随する業務

これらの利用目的は、当社ホームページ及びディスクロージャー誌等に掲載するほか、ご本人から直接書面等にて情報を収集する場合に明示いたします。

2. 収集・保有する個人情報の種類

収集・保有する個人情報は、氏名、住所、生年月日、性別、職業、健康状態等、前項の利用目的を達成するために必要な個人情報です。

3. 個人情報収集の方法

個人情報を収集するにあたっては、個人情報保護法、保険業法、保険契約約款、その他関係法令等に照らし適正な方法によるものとします。

4. 個人情報の提供

当社では、次の場合を除いて個人情報を外部に提供することはありません。

- (1) ご本人が同意されている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 保険契約及び特約の内容を（一社）生命保険協会に登録する等、個人情報保護法に基づき共同利用する場合
- (4) 業務の一部について、利用目的の達成に必要な範囲内で委託を行う場合
- (5) その他個人情報保護法に基づき提供が認められている場合

5. 個人情報の保護管理

個人情報は、正確かつ最新の内容を保つよう努め、個人情報を保護するため組織的安全管理措置、人的安全管理措置、及び技術的安全管理措置を講じ、適宜見直します。また、当社では「コンプライアンス委員会」にて、情報の適正な管理の推進をはかり、個人情報の保護に向けた取組を行っています。

6. 個人情報の開示、訂正等のご請求

個人情報について開示、訂正等のご依頼があった場合は、請求者をご本人であることを確認させていただいたうえで、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等特別な理由のない限り速やかに対応いたします。

7. 個人情報保護方針の見直し

本方針は、適切な個人情報保護を実施するため、環境の変化等を踏まえ、継続的に見直します。

株主個人情報保護方針

第一生命保険株式会社（以下、当社といいます）では、経営品質の向上に向け、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法といいます）、保険業法、会社法など関係法令等を遵守し、株主さまの個人情報の保護に努めます。

1. 株主さまの個人情報の利用目的

- 株主さまの個人情報は、以下の利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。
- (1) 会社法に基づく権利の行使・義務の履行
 - (2) 株主さまとしての地位に対する当社からの各種便宜の提供
 - (3) 株主さまと当社との関係の中でも、社団の構成員と社団という観点から双方の関係を円滑にするための各種方策の実施
 - (4) 各種法令に基づく所定の基準による株主さまのデータを作成する等の株主さま管理

2. 収集・保有する株主さまの個人情報の種類

収集・保有する株主さまの個人情報は、氏名、住所、所有株数等、前項の利用目的を達成するために必要な株主さまの個人情報です。

3. 株主さまの個人情報収集の方法

株主さまの個人情報を収集するにあたっては、個人情報保護法、保険業法、会社法、その他関係法令等に照らし適正な方法によるものとします。

4. 株主さまの個人情報の提供

当社では、次の場合を除いて株主さまの個人情報を外部に提供することはありません。

- (1) ご本人が同意されている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 業務の一部について、利用目的の達成に必要な範囲内で委託を行う場合
- (4) その他個人情報保護法に基づき提供が認められている場合

5. 株主さまの個人情報の保護管理

株主さまの個人情報は、正確に保つよう努め、株主さまの個人情報を保護するため組織的安全管理措置、人的安全管理措置、及び技術的安全管理措置を講じ、適宜見直します。また、当社では「コンプライアンス委員会」にて、情報の適正な管理の推進を図り、株主さまの個人情報の保護に向けた取組を行っています。

6. 株主さまの個人情報の開示、訂正等のご請求

株主さまの個人情報について開示、訂正等のご依頼があった場合は、請求者をご本人であることを確認させていただいたうえで、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等特別な理由のない限り速やかに対応いたします。

7. 株主さまの個人情報保護方針の見直し

本方針は、適切な株主さまの個人情報保護を実施するため、環境の変化等を踏まえ、継続的に見直します。

リスク管理

■基本認識

当社では、健全かつ適切な業務運営を確保し、保険契約上の責務を確実に履行するために、当社におけるさまざまなリスクの把握・評価と、各リスクの特性に基づき的確に対応するとともに、それらのリスクを統合的に管理しています。さらに、それらのリスク量と自己資本などの財務基盤を会社全体で管理し、健全性の向上に努めています。

また、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機・大規模災害が発生する事態に備え、管理体制を整備しています。

■リスク管理に関する方針・規程など

当社では、まず「グループ内部統制基本方針」および「内部統制基本方針」のなかで、リスク管理に関する基本的な考え方や取組方針などについて定めています。これらの基本方針のもと、リスクごとの管理の考え方を各リスク管理基本方針で定め、これら基本方針を踏まえた実務上のルールとして各リスク管理規程・基準書などを制定しています。

■リスク管理に関する組織体制

当社の事業運営を通じて発生する各種リスクは、各リスク管理基本方針に基づき、それぞれのリスク管理所管がそのリスクカテゴリーごとに業務執行を牽制する体制を整備しています。さらに、会社全体

のリスクを統合的に管理する組織として、リスク管理統括部を設置し体制の強化を図っています。一方、当社を含むグループ全体のリスク管理状況および健全性の状況については、グループリスク管理ユニットが中心となってモニタリングを実施するとともに、グループリスク管理体制の強化を図っています。

また、ALM委員会、事務・システムリスク管理委員会を設置、定期的開催し、経営層が各リスクに対する情報を共有し、意思決定に資する体制としています。こうしたリスク管理機能の有効性・適切性は業務監査部が検証しています。

リスク管理の状況は、取締役会・経営会議・グループ経営本部会議に報告されています。さらに監査役は、経営層をはじめとし、会社のリスク管理全般を対象に監査を実施しています。

■統合的リスク管理の取組み

統合的リスク管理とは、当社が直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、自己資本などと比較し、保険引受や保険料率設定などフロー面を含めた事業全体としてリスクをコントロールする枠組みです。当社では、経済価値ベース、会計ベースおよび規制ベースで、各種リスクを統合し自己資本などと対比することなどにより健全性をコントロールしています。経済価値ベースのリスク管理では、生命保険会社の企業価値を表す指標

のひとつであるエンベディッド・バリューと統合的なリスクの評価方法を採用しています。

ALM委員会では、ALM（資産・負債総合管理）を適切に運営するため、管理体制の高度化や健全性の確保を推進しています。

また、事務・システムリスク管理委員会では、事務リスク・システムリスクの抑制および管理体制の強化を推進しています。

さらに、負債特性を考慮した資産運用方針の策定、新商品の開発、適切な予定利率などの設定等を行うなかで、リスク管理所管が保険引受、資産運用など、諸リスクのチェックや妥当性の検証を行っています。

(注) その他、当社では統合的リスク管理の一環として、「内部統制セルフ・アセスメント (CSA)」、子会社等における業務の適正の確保、大規模災害リスク管理などを実施しています。詳細については、P74、P80、P127をご覧ください。

■ERMの推進

当社は、資本・リスク・利益の状況に応じた経営計画・資本政策などを策定し、事業活動を推進するエンタープライズ・リスク・マネジメント (ERM: Enterprise Risk Management) を推進しています。

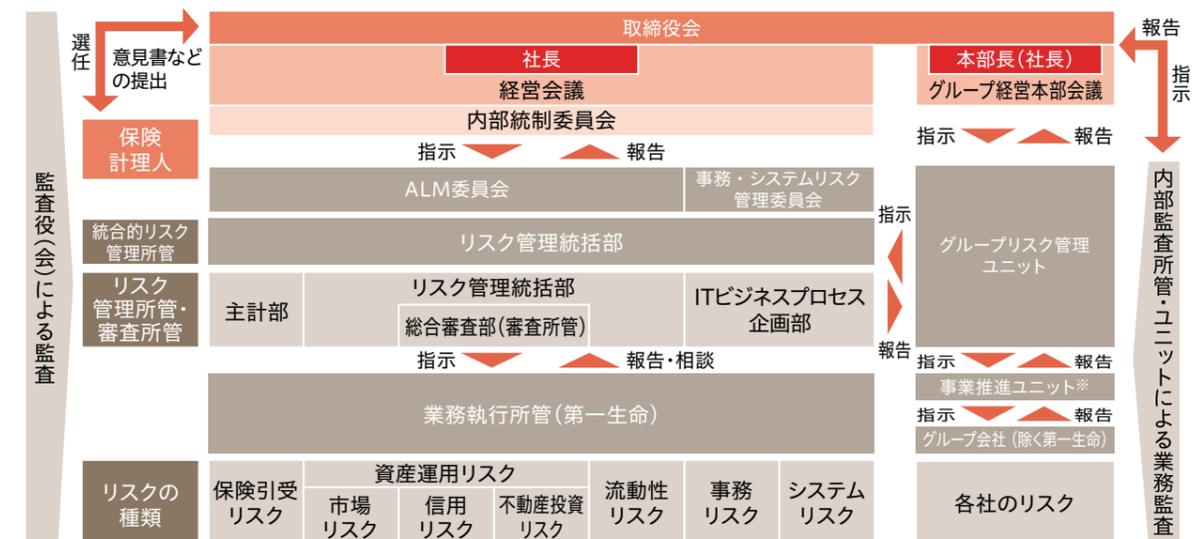
ERMに関するリスク管理の取組みとして、経営計画や資本政策などを策定する際に、統合的リスク管理所管がその妥当性を検証するほか、リスク許容度を設定・管理することなどにより、リスクの所在、種類および特性を踏まえて資本・リスク・利益を適切にコントロールするとともに、グループリスク管理の高度化を推進しています。

■リスクの定義

リスクの種類	内容	
保険引受リスク	「経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、会社が損失を被るリスク」に代表されるリスクです。	
資産運用リスク	市場リスク	金利、為替、株式などの様々な市場環境の変化により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。
	信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。
	不動産投資リスク	賃貸料などの変動などを要因として不動産に係る収益が減少する、または市況の変化などを要因として不動産価格自体が減少し、損失を被るリスクです。
流動性リスク	保険料収入の減少などにより資金繰りが悪化し、通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされ損失を被るリスク (資金繰りリスク)、および市場の混乱などにより市場取引ができなくなるなどのリスク (市場流動性リスク) です。	
事務リスク	役員などが正確な事務を怠るあるいは事故・不正を起こすなどにより、お客さまおよび会社が損失を被るリスクです。	
システムリスク	コンピュータシステムのダウンもしくは誤作動などのシステム不備など、またはコンピュータの不正使用などによってお客さまおよび会社が損失を被るリスクです。	

(注) 1. 上記リスクの管理については、P126～127をご参照ください。
2. 当社では、上記リスクのほか、法務リスク、人的リスク、有形資産リスクおよび風評リスクについて、リスク管理を実施しています。

■リスク管理に関する組織体制



※グループ経営戦略ユニット、アセットマネジメント事業ユニット、海外生保事業ユニットの総称。

子会社等における業務の適正の確保

■基本認識

当社における子会社等とは、保険業法、同施行令、同施行規則に定める子会社、子法人等および関連法人等をいいます。

子会社等の管理にあたり、当社は主要株主として子会社等の取締役会などによる意思決定および業務執行の監督についてモニタリングを行うことを基本とし、あわせて業務執行の状況などを確認し、子会社等の特性に応じた対応を行うこととしています。

■子会社等の管理に関する方針・規程など

当社では、子会社等の業務の健全性・適正の確保および企業価値の維持と創造を図るため、「グループ内部統制基本方針」および「内部統制基本方針」のなかで、内部統制体制の整備および運営に関する基本的な事項について定めています。また、これらの基本方針に基づき、必要な社規・ルールなどを整備しています。

■子会社等管理体制

子会社等に係る内部統制を担当する子会社等管理所管は、他の内部統制担当所管および子会社等への業務委託所管などの関連所管と連携し、子会社等における内部統制体制の構築および実効性を高めるための施策の立案・実施、ならびに子会社等に対する指導・支援など、子会社等の特性に応じた対応を行っています。

また、内部統制担当所管と連携し、重要な事項については、当社の取締役会、経営会議、内部統制委員会などへ報告しています。

(注) 子会社等の概要については、P118～P120をご参照ください。

財務報告に係る内部統制への対応

■基本認識

金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性を評価した「内部統制報告書」を作成しています。

■財務報告に係る内部統制に関する方針・規程など

当社では、「グループ内部統制基本方針」および「内部統制基本方針」のなかで、財務報告の信頼性の確保と適時適切な開示に関する基本的な考え方や取組方針を定めています。さらに、「内部統制基本方針」のもと、財務報告に係る内部統制を適切に評価するための事柄を定めた「財務報告内部統制評価規程」を整備しています。

■財務報告に係る内部統制への取組み

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に関連する重要なプロセスや財務報告を作成する体制といった内部統制の有効性に関する評価を実施しています。

その結果に基づいて、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した旨の「内部統制報告書」を作成し、有価証券報告書と併せて提出しています。また、2015年3月31日を基準日とする当該「内部統制報告書」については、会計監査人による内部統制監査を受けており、「無限定適正意見」を得ています。

業務監査体制について

■基本認識

当社では、健全かつ適切な業務運営を確保するために、業務監査により内部統制などの適切性、有効性を検証することとしています。有効な業務監査を実施するために業務監査部門の独立性の確保など必要な態勢の整備および運営を行うこととしています。

■業務監査に関する方針・規程など

当社では、「グループ内部統制基本方針」および「内部統制基本方針」のなかで業務監査に関する基本的な考え方や方針について定めています。「内部統制基本方針」のもと、業務監査に関する基本的事項を明らかにすることにより、全役職員が業務監査の重要性を認識し、業務監査に関わるすべての活動を円滑かつ効果的に推進するために「業務監査規程」を制定

しています。また、業務監査の実施要領として「業務監査業務規程」を制定しています。

■業務監査体制

当社では、被業務監査組織に対し牽制機能が働く独立した組織として業務監査部を設置し、当社の経営諸活動全般にわたる法令等遵守、リスク管理を含む内部管理の状況、業務運営の状況などの適切性・有効性を検証し、問題点の発見・指摘に加え、内部管理などについての評価および改善に関する提言などを行うとともに、業務監査結果を取締役会・経営会議などへ報告しています。

なお、当社ではグループ経営本部に「グループ業務監査ユニット」を設置し、グループ全体の業務監査体制の強化を図っています。

反社会的勢力への対応

■基本認識

当社では、「社会からの信頼確保」を経営基本方針に掲げており、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展と企業活動を妨げる反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体で対応することとし、保険契約をはじめとしたすべての取引などにおいて一切の関係遮断・被害防止に努めています。

■反社会的勢力への対応に関する方針・規程など

当社では「内部統制基本方針」において、反社会的勢力との関係遮断・被害の防止に関する基本的な考え方や取組み方針について規定するとともに、この基本方針に基づく「反社会的勢力対策規程」を制定しています。また、役職員個人の行動原則を定めた「行動規範」において、その徹底を図っています。さらに、「反社会的勢力対策基準書」を制定し、役職員が遵守すべきルールや関係遮断・被害防止に向けた具体的な取組みの詳細について明確化しています。

また、「グループ内部統制基本方針」の下に、「グループ反社会的勢力対応規程」を制定し、グループ一体となった反社会的勢力排除態勢の強化を図っています。

■反社会的勢力への対応体制

反社会的勢力への対応について、全社横断的に広範囲な協議を行うことを目的に「反社会的勢力対策委員会」を設置するとともに、総務部を統括所管として、関係遮断・被害防止態勢の整備・強化を推進しています。

各所管・各支社では反社会的勢力対応責任者および反社会的勢力対応推進者を定め、自所管において、反社会的勢力から不当要求など何らかの接触がある場合には、責任者・推進者を中心に、総務部と連携のうえ、組織として適切な対応を図る態勢としています。

反社会的勢力との取引が判明した場合には、適時・適切に取締役などへ報告のうえ速やかに関係遮断を図る態勢を構築するとともに、反社会的勢力との関係遮断の対応状況などについて定期的に取締役会などに報告するなど、経営層が適切に関与する態勢としています。

また、平素より、反社会的勢力との関係遮断・被害防止のため、所轄警察署、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関との緊密な連携体制の構築にも努めています。

なお、当社ではグループ経営本部に「グループ総務ユニット」を設置し、グループ各社と連携のうえ実効性の高い反社会的勢力排除態勢が整備されるように努めています。

役員体制 (2015年7月1日現在)

取締役

さいとう かつとし
齋藤勝利



代表取締役会長

1943年生まれ
1967年 当会社入社
1994年 取締役
1997年 常務取締役
2001年 専務取締役
2003年 代表取締役専務
2004年 代表取締役社長
2010年 代表取締役副会長
2011年 代表取締役会長

わたなべ こういちろう
渡邊光一郎



代表取締役社長

1953年生まれ
1976年 当会社入社
2001年 取締役
2004年 常務取締役
常務執行役員
2007年 代表取締役専務
2008年 取締役専務執行役員
2010年 代表取締役社長

つゆき しげお
露木繁夫



代表取締役副社長執行役員
アジアパシフィック事業本部長

社長補佐(海外保険事業)
管掌: 国際業務部(北米地域に関する事項を管掌)
担当: 国際業務部(北米地域以外に関する事項を担当)
1954年生まれ
1977年 当会社入社
2003年 取締役
2004年 執行役員
2005年 常務執行役員
2008年 取締役常務執行役員
2011年 取締役専務執行役員
2014年 代表取締役副社長執行役員
2015年 アジアパシフィック事業本部長委員

ほりお のりみつ
堀尾則光



代表取締役副社長執行役員
社長補佐(国内保険事業)

管掌: 業務部、営業人事部、業務人財開発部、マーケット統括部、中部マーケット統括部、関西マーケット統括部
担当: DSR品質推進部、提携販売推進部、代理店業務推進部
1954年生まれ
1978年 当会社入社
2005年 執行役員
2008年 常務執行役員
2013年 専務執行役員
取締役専務執行役員
2014年 代表取締役専務執行役員
2015年 代表取締役副社長執行役員

かわしま たかし
川島貴志



取締役専務執行役員
DSR経営推進本部長
兼グループ経営副本部長

管掌: 経営企画部
担当: DSR推進室、調査部、広報部
1960年生まれ
1983年 当会社入社
2009年 執行役員
2012年 常務執行役員
2013年 取締役常務執行役員
2015年 取締役専務執行役員
DSR経営推進本部長兼
グループ経営副本部長委員

さくら いけんじ
櫻井謙二



取締役専務執行役員
コンサルティング推進本部長
兼首都圏統括本部長

担当: 総合営業職推進部、FPコンサルティング部、お客さまサービス部、コンタクトセンター統括部、首都圏マーケット統括部
1959年生まれ
1982年 当会社入社
2008年 執行役員
2011年 常務執行役員
2014年 取締役常務執行役員
2015年 取締役専務執行役員
コンサルティング推進本部長
兼首都圏統括本部長委員

なが はま もりのぶ
長濱守信



取締役常務執行役員

管掌: 支払審査室、リスク管理統括部、総務部、関連事業部、人事部
担当: 業務監査部、コンプライアンス統括部、秘書部、法務部
1956年生まれ
1979年 当会社入社
2008年 執行役員
2013年 常務執行役員
2014年 取締役常務執行役員

ふなばし はるお
船橋晴雄



社外取締役

1946年生まれ
1969年 大蔵省入省
1998年 証券取引等監視委員会事務局長
2001年 国土交通省国土交通審議官
2002年 同省退官
2003年 シリウス・インスティテュート株式会社 代表取締役
2009年 当会社取締役

つつみ さとる
堤悟



代表取締役副社長執行役員

社長補佐(資産運用事業)
管掌: 運用企画部、債券部、外国債券部、株式部
担当: 特別勘定運用部、財務部、不動産部
1955年生まれ
1978年 当会社入社
2005年 執行役員
興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社(現DIAMアセットマネジメント株式会社) 専務取締役
2010年 第一フロンティア生命保険株式会社代表取締役社長
2015年 当会社副社長執行役員
代表取締役副社長執行役員

いし い かず ま
石井一眞



取締役専務執行役員

管掌: 収益管理部、主計部
担当: 運用サービス部、総合審査部
1954年生まれ
1977年 当会社入社
2003年 取締役
2004年 執行役員
2005年 常務執行役員
2008年 取締役常務執行役員
2011年 取締役専務執行役員

あさの とも やす
浅野友靖



取締役専務執行役員

管掌: ITビジネスプロセス企画部、事務企画部
担当: 商品事業部、投信サービス室、契約医務部、契約サービス部、保険金部
1953年生まれ
1978年 当会社入社
2006年 執行役員
2009年 常務執行役員
取締役常務執行役員
2014年 取締役専務執行役員

てらもと ひで お
寺本秀雄



取締役専務執行役員
マーケティング推進本部長

管掌: 業務企画部、生涯設計教育部
担当: 調査部^(注)、営業企画部
1960年生まれ
1983年 当会社入社
2009年 執行役員
2011年 常務執行役員
2012年 取締役常務執行役員
2015年 取締役専務執行役員
マーケティング推進本部長委員
※2015年7月17日まで

みやもと こ
宮本みち子



社外取締役

1947年生まれ
1996年 千葉大学教育学部教授
1997年 ケンブリッジ大学社会学部政治学客員研究員
2005年 放送大学教養学部教授
2012年 当会社取締役
2014年 放送大学副学長

George Olcott
ジョージ・オルコット



社外取締役

1955年生まれ
1998年 長銀UBSプリンソン・アセット・マネジメント副社長
1999年 UBSアセットマネジメント(日本)社長
日本UBSプリンソングループ社長
2000年 UBS Warburg 東京マネージングディレクター
2001年 ケンブリッジ大学ジャッジ経営大学院
2005年 同FMEティーチング・フェロー
2008年 同シニア・フェロー
2010年 東京大学先端科学技術研究センター特任教授
2014年 慶應義塾大学商学部・商学研究科特別招聘教授
2015年 当会社取締役

さとう りえ子
佐藤りえ子



社外取締役

1956年生まれ
1984年 弁護士登録
1998年 石井法律事務所パートナー
2015年 当会社取締役

しゅ うん ぎょん
朱 殷 卿



社外取締役

1962年生まれ
2011年 メリルリンチ日本証券株式会社副会長
2013年 株式会社コアパリューマネジメント 代表取締役社長
2015年 当会社取締役

第一生命グループの経営方針・戦略
お客さま 株主・投資家 社会 従業員
ステークホルダーに対する取組み

第一生命の経営管理体制

業績ハイライト

■監査役



なが やま あつ し
永山 篤史
常任監査役（常勤）
1958年生まれ
1982年 当会社入社
2011年 執行役員
2014年 常務執行役員
常任監査役



こん どう ふさ かず
近藤 総一
常任監査役（常勤）
1960年生まれ
1983年 当会社入社
2012年 常任監査役



おお もり まさ すけ
大森 政輔
社外監査役
1937年生まれ
1972年 判事
1978年 検事
1996年 内閣法制局長官
1999年 弁護士登録
2007年 当会社監査役



わ ち たかし
和地 孝
社外監査役
1935年生まれ
1995年 テルモ株式会社代表取締役社長
2004年 同社代表取締役会長
2008年 当会社監査役
2011年 テルモ株式会社取締役名誉会長
同社名誉会長
2013年 有限会社人づくり経営研究会 代表取締役
テルモ株式会社名誉会長退任



たに ぐち つね あき
谷口 恒明
社外監査役
1943年生まれ
2005年 財団法人社会経済生産性本部(現公益
財団法人日本生産性本部) 理事長
2011年 公益財団法人日本生産性本部特別顧問
2012年 当会社監査役
2013年 公益財団法人日本生産性本部顧問
2015年 同法人顧問退任

■社外役員の選任理由などについて

ふな ばし はる お
船橋 晴雄

取締役

2014年度取締役会出席：19回／19回（出席／開催）

[選任理由]

長年に亘る行政機関における経験や、企業倫理・経済倫理の専門的な知識を有しており、取締役会などにおいて、客観的な視点から経営全般に係る積極的な意見をいただくとともに、経営を監督する役割を担っていただけるものと判断しています。

みや もと みち こ
宮本 みち子

取締役

2014年度取締役会出席：18回／19回（出席／開催）

[選任理由]

社会学の専門家としての知識や経験を有しており、取締役会などにおいて、客観的な視点から主としてお客さまサービスの向上やCSRなどに係る積極的な意見をいただくとともに、経営を監督する役割を担っていただけるものと判断しています。

George Olcott
ジョージ・オルコット

取締役

2015年6月就任

[選任理由]

グローバル経営における人財育成・コーポレートガバナンスの専門家であるとともに、金融機関における企業経営者としての豊富な経験や高い見識及び他の会社の社外取締役としての豊富な経験を有しており、取締役会などにおいて、グローバルかつ客観的な視点から経営全般に係る積極的な意見をいただくとともに、経営を監督する役割を担っていただけるものと判断しています。

さ とう り え こ
佐藤 りえ子

取締役

2015年6月就任

[選任理由]

弁護士としての豊富な経験や高度かつ専門的な知識及び他の会社の社外監査役としての豊富な経験を有しており、取締役会などにおいて、客観的な視点から主に企業法務に係る積極的な意見をいただくとともに、経営を監督する役割を担っていただけるものと判断しています。

しゅ うん ぎょん
朱 殷 卿

取締役

2015年6月就任

[選任理由]

金融機関における企業経営者としての豊富な経験や高い見識を有しており、取締役会などにおいて、グローバルかつ客観的な視点から経営全般に係る積極的な意見をいただくとともに、経営を監督する役割を担っていただけるものと判断しています。

おお もり まさ すけ
大森 政輔

監査役

2014年度取締役会出席：19回／19回（出席／開催）
2014年度監査役会出席：13回／13回（出席／開催）

[選任理由]

裁判官、検事、内閣法制局長官、弁護士としての高度かつ専門的な知識・経験を有しており、監査役会などにおいて、客観的な視点から主として経営の適正性などに係る積極的な意見をいただくとともに、経営を監督する役割を担っていただけるものと判断しています。

わ ち たかし
和地 孝

監査役

2014年度取締役会出席：18回／19回（出席／開催）
2014年度監査役会出席：12回／13回（出席／開催）

[選任理由]

経営者としての豊富な経験と企業経営に関する高い見識を有しており、監査役会などにおいて、客観的な視点から経営全般に係る積極的な意見をいただくとともに、経営を監督する役割を担っていただけるものと判断しています。

たに ぐち つね あき
谷口 恒明

監査役

2014年度取締役会出席：19回／19回（出席／開催）
2014年度監査役会出席：13回／13回（出席／開催）

[選任理由]

長年に亘る公益財団法人日本生産性本部での様々な分野における生産性・経営品質の向上に係る調査研究、提言活動を通じた経験に基づき、監査役会などにおいて、客観的な視点から当社のコーポレート・ガバナンス、経営品質の維持・向上などに係る積極的な意見をいただくとともに、経営を監督する役割を担っていただけるものと判断しています。

■取締役、監査役の男女構成

男性 19名 女性 2名（取締役及び監査役のうち女性の比率 9.5%）

■執行役員

いと なが たけ ひで
糸長 丈秀

専務執行役員

管掌：団体保障事業部、団体年金事業部、団体年金サービス部、法人業務部、下記担当以外の法人部、営業局等
担当：総合法人第五部、総合法人第六部、総合法人第七部、総合法人第八部、金融法人部

た なか あき お
田中 明夫

常務執行役員
中部総局長

担当：中部マーケット統括部、中部法人営業部

まる の こう いち
丸野 孝一

常務執行役員

担当：団体年金事業部、団体年金サービス部、総合法人第一部、総合法人第二部、総合法人第三部、総合法人第四部、国際法人営業部、特別法人部

あき もと のぶ ゆき
秋本 信幸

常務執行役員
関西総局長

担当：関西マーケット営業部、関西マーケット統括部、大阪法人営業部、京都・神戸法人営業部

たか はし あつし
高橋 敦

常務執行役員
西日本営業本部長
兼西日本営業局長

担当：マーケット統括部、西日本営業局

あい ざわ しん いち
相澤 伸一

常務執行役員
北米事業本部長

担当：国際業務部（北米地域に関する事項を担当）

さ とう さとる
佐藤 智

常務執行役員

担当：ITビジネスプロセス企画部、事務企画部

なん ぶ まさ みつ
南部 雅実

常務執行役員

担当：業務部、営業人事部、業務人財開発部

いな がき せい じ
稲垣 精二

常務執行役員

グループ経営戦略ユニット長
兼経営企画部長
担当：経営企画部

たけ とみ まさ お
武富 正夫

常務執行役員

グループ人事ユニット長
兼人事部長
担当：関連事業部、人事部

たか しま まさ ひろ
高島 雅博

常務執行役員

東日本営業本部長
兼北海道営業局長
担当：マーケット統括部、北海道営業局、東日本法人営業部

わた なべ かつ ひさ
渡辺 克久

執行役員

担当：団体保障事業部、法人業務部、広域法人営業部

はた なか ひで お
畑中 秀夫

執行役員

担当：支払審査室、リスク管理統括部、総務部

さ とう きみ ひろ
佐藤 公博

執行役員

首都圏法人営業本部長
兼神奈川営業局長
担当：東京マーケット営業部、首都圏マーケット統括部、首都圏法人営業第一部、首都圏法人営業第二部、神奈川営業局

きく た てつ や
菊田 徹也

執行役員

投資本部長兼株式部長
担当：債券部、外国債券部、株式部

たかはし ち え こ
高橋 千恵子

執行役員

公法人部長
担当：公法人部

うり ゆう むね ひろ
瓜生 宗大

執行役員

生涯設計教育部長
担当：業務企画部、生涯設計教育部

しょう じ ひろし
庄子 浩

執行役員

主計部長
担当：収益管理部、主計部

やまもと たつ きぶろう
山本 辰三郎

執行役員

アセットマネジメント事業
ユニット長兼運用企画部長
担当：運用企画部